

令和5年

第1回

石川町議会臨時会提出議案書

令和5年 2月 1日提出

## 第1回石川町議会臨時会提出議案

議案第	1号	専決処分の承認を求めることについて (令和4年度石川町一般会計補正予算-第6号)	1
議案第	2号	令和4年度石川町一般会計補正予算(第7号)	2
議案第	3号	水郡線野木沢・川辺沖間中野こ線 道路橋修繕工事施行に関する変更協定の締結について	3
議案第	4号	石川町立歴史民俗資料館移転改修工事請負変更契約の 締結について	4

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年 2月 1日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

専決第 4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により「令和4年度石川町一般会計補正予算―第6号」を別冊のとおり専決処分する。

令和4年12月10日

石川町長 塩 田 金 次 郎

提案理由

新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費について所要の予算措置を行ったため。

議案第 2号

令和4年度石川町一般会計補正予算（第7号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和5年 2月 1日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

提案理由

出産・子育て応援交付金事業、飼料価格高騰の影響を受けた畜産農家支援に係る経費のほか、道路台帳の電子化に係る経費について所要の予算措置を行うため。

議案第 3号

水郡線野木沢・川辺沖間中野こ線道路橋修繕工事施行に関する  
変更協定の締結について

上記の議案を提出する。

令和5年 2月 1日提出

石川町長 塩田金次郎

水郡線野木沢・川辺沖間中野こ線道路橋修繕工事施行に関する  
変更協定の締結について

次のとおり水郡線野木沢・川辺沖間中野こ線道路橋修繕工事施行に関する変更協定を締結するため、石川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

- |          |                                                       |
|----------|-------------------------------------------------------|
| 1 協定の目的  | 水郡線野木沢・川辺沖間中野こ線道路橋修繕工事                                |
| 2 協定の方法  | 随意契約                                                  |
| 3 協定金額   | 変更前 78,650,000円<br>変更後 52,389,612円<br>(26,260,388円の減) |
| 4 協定の相手方 | 茨城県水戸市三の丸一丁目4番47号<br>東日本旅客鉄道株式会社<br>執行役員水戸支社長 小川 一路   |
| 5 変更の理由  | 下部修繕工、橋面修繕工、橋面付属物工、<br>仮設物工及び工事付帯の変更                  |

議案第 4号

石川町立歴史民俗資料館移転改修工事請負変更契約の締結について

上記の議案を提出する。

令和5年 2月 1日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

石川町立歴史民俗資料館移転改修工事請負変更契約の締結について

次のとおり石川町立歴史民俗資料館移転改修工事請負変更契約を締結するため、石川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

- |   |        |                                                         |
|---|--------|---------------------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的  | 石川町立歴史民俗資料館移転改修工事                                       |
| 2 | 工事の場所  | 石川町字長久保96番地                                             |
| 3 | 契約の方法  | 指名競争入札                                                  |
| 4 | 契約金額   | 変更前 180,829,000円<br>変更後 193,380,000円<br>(12,551,000円の増) |
| 5 | 契約の相手方 | 福島県郡山市開成五丁目12番9号<br>壁巢建設株式会社<br>代表取締役 壁巢 達弥             |
| 6 | 変更の理由  | 内部改修工事の変更<br>ホール床修繕工事の変更<br>外部解体撤去工事の追加                 |

